

半田神部中央雨水幹線 操作要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条-第 4 条)
- 第 2 章 操作体制及び操作方法等 (第 5 条-第 11 条)
- 第 3 章 雑則 (第 12 条-第 13 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 半田神部中央雨水幹線の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要領は、強雨時や洪水時、標高が高い区域の雨水を、その位置エネルギーを有効に生かし、半田神部中央雨水幹線にて馬路川に直接放流することにより、現状のひばりヶ丘系統の排水区域を分割する。これにより内水氾濫を防ぎ、被害を軽減させることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(揖保川町山津屋地先)

- (1) 「吐ロゲート」 たつの市が半田神部中央雨水幹線吐口に設置したゲート（以下「吐ロゲート」という）をいう。
- (2) 「フラップゲート」 吐ロゲートと一体となって内水排除を行い、たつの市が馬路川に設置したゲート（以下「フラップゲート」という）をいう。
- (3) 「排水ポンプ」 たつの市が半田神部中央雨水幹線吐口に設置したポンプ（以下「排水ポンプ」という）をいう。

(揖保川町本條地先)

- (4) 「自動除塵機」 たつの市が半田神部中央雨水幹線本條流入口に設置した除塵機（以下「自動除塵機」という）をいう。
- (5) 「主流ゲート」 たつの市が半田神部中央雨水幹線本條流入口に設置した養久雨水幹線に側のゲート（以下「主流ゲート」という）をいう。
- (6) 「バイパスゲート」 たつの市が半田神部中央雨水幹線本條流入口に設置した半田神部中央雨水幹線側のゲート（以下「バイパスゲート」という）をいう。

(吐口ゲート他各機器の諸元)

第 4 条 吐口ゲート他各機器の諸元は別紙 1 のとおりとする。

第 2 章 操作体制及び操作方法等

(強雨時又は洪水時等における操作体制及び操作の方法)

第 5 条 ひばりヶ丘地区量水標の水位 (以下「水位 1」という) 及び山津屋地区馬路川量水標の水位 (以下「水位 2」という) を指標とし、次の各号に定めるところにより吐口ゲート他各機器を操作するものとする。

(準備)

- (1) 強雨及び洪水等により水位 1 が T P + 9 . 3 メートルまたは水位 2 が T P + 8 . 5 メートルに達し、さらに上昇する恐れがある場合、吐口ゲートを全開し操作体制を実施する。

また、半田神部中央雨水幹線は半田中央排水区を受け持つ雨水幹線であるため、町屋排水区以北からの流入は見込んでいない。そのため、操作体制の実施と同時に当該区域への流入の有無を確認し、区域外流入が認められた場合には、直ちに関係機関へ連絡し、ゲート操作等により区域外流入を停止させるよう依頼する。

(バイパスゲート全開操作)

- (2) 半田中央排水区へ他の排水区からの流入が行われていないことを確認し、内水氾濫危険水位 (水位 1 T P + 9 . 6 メートル) を超え、さらに水位が上昇する恐れがある場合は、バイパスゲートを全開し、主流ゲートを全閉する。同時に自動除塵機を起動し、半田神部中央雨水幹線での馬路川直接放流を行う。

(バイパスゲート全閉操作)

- (3) 直接放流停止水位 (水位 2 T P + 1 0 . 3 メートル) に達し、さらに水位が上昇する恐れがある場合は、バイパスゲートを全閉し、主流ゲートを全開する。同時に自動除塵機を停止し、半田神部中央雨水幹線での馬路川直接放流を停止する。その後、水位 2 が T P + 1 0 . 3 メートル未満で半田神部中央雨水幹線での馬路川直接放流を再開する。

(操作体制における措置)

第 6 条 操作体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 強雨時又は洪水時等において吐口ゲート他各機器を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 吐口ゲート他各機器を操作するために必要な機器等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水位、及び吐口ゲート他各機器を操作するために必要な事項を観測し記録すること。
- (4) 吐口ゲート他各機器の管理に必要な関係機関との連絡及び情報の収集に努めること。
- (5) 出水毎に水文データ (龍野水位観測所・馬路川排水機場水位等) を収集し、操作

水位との関係を把握すると共に、過去の事例等も踏まえ現場対応を行い、必要の都度毎に操作要領の見直しを行うものとする。

(6) その他吐口ゲート他各機器の管理上必要なこと。

(操作体制の解除)

第 7 条 操作体制は水位 1 が TP + 9. 3メートル、水位 2 が TP + 8. 5メートル未満に減水し、再び上昇する恐れがなくなったとき、又は当該水位に至ることがなく、さらに上昇する恐れがなくなったときは解除するものとし、次の各号に定めるところにより吐口ゲート他各機器を操作するものとする。

- (1) 吐口ゲート、バイパスゲートを全閉し、主流ゲートを全開する。自動除塵機は停止し、半田神部中央雨水幹線での馬路川直接放流を停止する。その後、排水ポンプで半田神部中央雨水幹線内に残った雨水を馬路川へ排水する。
- (2) 排水ポンプ運転後、半田神部中央雨水幹線内の水位が低下し排水の必要がなくなった場合は排水ポンプを停止する。
- (3) 操作体制解除後、点検・整備を行う。

(平常時における操作の方法)

第 8 条 水位 1 が TP + 9. 3メートル未満のときは、吐口ゲート、バイパスゲートを全閉し、主流ゲートを全開、自動除塵機は停止しておくものとし、半田神部中央雨水幹線での馬路川直接放流は行わない。

(操作方法の特例)

第 9 条 中垣内川が増水し、揖樋門 2 号を閉鎖した場合において、町屋排水区の内水位上昇し家屋に影響があるとき（水本鉄工の敷地が冠水状態）は、ひばりヶ丘地区の水位 1 が TP + 9. 8メートル以下で、且つ馬路川山津屋地区の水位 2 が TP + 9. 5メートル以下の場合に限り、中垣内川サイホンゲートを開けて半田中央排水区へ流入させることができる。

2 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、第 5 条に規定する方法以外の方法により吐口ゲート他各機器を操作することができるものとする。

(操作等の通知)

第 10 条 第 5 条の規定に基づき吐口ゲート他各機器を操作したとき又は、事故等が発生したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。なお、当該通知その他吐口ゲート他各機器の操作に関する通知及び報告等は、別紙 2 の連絡体制により行うものとする。

(操作に関する記録)

第 11 条 吐口ゲート他各機器を操作したときは、次の各号に掲げる事項を操作記録簿（様式第 1 号）に記録し、これを整理して保存するものとする。

- (1) 吐口ゲート他各機器を操作したときの年月日並びに時刻
- (2) 水位 1、水位 2、気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) 第 7 条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

第 3 章 雑則

(点検・整備及び試運転)

第 12 条 吐口ゲート他各機器を操作するため点検・整備及び試運転を行い、良好な状態を保つものとする。また、試運転を実施することにより、放流先の河川等に影響があるときは、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長及び兵庫県西播磨県民局長へ通知するものとする。

1 点検・整備及び試運転時期

- (1) 点検・整備は月 1 回以上（出水期 6 月 1 日から 10 月 31 日は月 2 回以上）行う。
- (2) 試運転は年 1 回出水期前（5 月頃）に行う。

2 点検項目

- (1) ゲートの操作状況
- (2) 自動除塵機の作動状況
- (3) 排水ポンプの作動状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第 13 条 この操作要領に定めるものの外、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から適用する。

半田神部中央雨水幹線操作連絡体制

吐口ゲート他各機器を操作したとき又は、事故等が発生したときは、下記により連絡を実施する。

警戒体制の実施又は試運転

水位 1 (ひばりヶ丘地区量水標)	非常通報装置
水位 2 (山津屋地区馬路川量水標)	非常通報装置
龍野水位観測所	079-281-5924、5896 (2回線)
馬路川排水機場水位	http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/
神戸地方気象台の情報	各種メディア



吐口ゲート他各機器操作

● たつの市上下水道部下水道施設課	
Tel 0791-64-3170 (直通)	Fax 0791-63-3721
その他	上下水道部配備体制による



通知及び報告等

● たつの市総務部危機管理課 (災害対策本部 (試運転の通知及び報告は除く))	
Tel 0791-64-3219 (直通)	Fax 0791-62-9758
● たつの市揖保川総合支所	
Tel 0791-72-2525 (代表)	Fax 0791-72-6076
● 国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 余部出張所	
Tel 079-274-1707	Fax 079-274-0694
● 兵庫県 西播磨県民局 龍野土木事務所 管理課	
Tel 0791-63-5206	Fax 0791-63-2958
● 片島井組 (区域外流入の停止依頼)	

操作記録簿 (操作者記入)

平成 年 月 日 ~ 月 日

半田神部中央雨水幹線			山津屋吐口 ・ 本條流入口			操作者氏名				
通知・連絡	送信欄					受信欄				
	送信時刻		内容		送受信者	受信時刻		内容		送受信者
	日 時 分				→	日 時 分				→
	日 時 分				→	日 時 分				→
	日 時 分				→	日 時 分				→
	日 時 分				→	日 時 分				→
	日 時 分				→	日 時 分				→
操作 (確認)	水位 1	水位 2	気象及び水象	山津屋吐口			本條流入口			
				吐口ゲート 操作時刻	排水ポンプ 操作時刻	操作理由	主流ゲート 操作時刻	バイパスゲート 操作時刻	自動除塵機 操作時刻	操作理由
				日 時 分	日 時 分		日 時 分	日 時 分	日 時 分	
				日 時 分	日 時 分		日 時 分	日 時 分	日 時 分	
				日 時 分	日 時 分		日 時 分	日 時 分	日 時 分	